

長崎県消防設備協会からのお知らせ

点検済表示登録会員の方から、当事務局へ次のとおりご質問がありましたので、情報共有させていただきます。



Q 消防用設備の点検作業を行うにあたり、作業中に当該施設で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生していたことが判明しました。現在、「従業員の感染」や「従業員が濃厚接触者となったための休業」などはありませんが、協会が加入している損害賠償責任保険は、このような「ケース」は対象となりますか？

A 当協会が加入しております保険は、点検作業中の損害を対象としておりますが、お尋ねのケースについては対象とはなりません。

なお、対象となる事故は、業務の遂行により生じた事故（施設業務特約）及び業務の結果によって生じた事故（生産物特約）とされており、会員の皆様が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償させていただく賠償保険です。

つきましては、感染状況には十分ご留意いただくようお願いいたします。

※該当する事故が発生した場合、
事故等の概要を速やかに当協会事務局へご連絡ください。

一般財団法人 長崎県消防設備協会 事務局 (担 当) 笠 山

〒850-2207 長崎市桶屋町 50 番 1 号 杉本ビル 3 階 TEL 095-827-4756 FAX 095-827-5501

Mail ng-hoshu-kyokuchou@earth.ocn.ne.jp